

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
12月5日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 三

解除予定保安林 (長門市) (森林整備課) 三

漁業災害補償法第五十五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示の一部改正 (水産振興課) 三

道路の区域の変更 (道路整備課) 四

道路の供用の開始 (道路整備課) 五

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (港湾課) 五

歳入の収納の事務の委託の解除 (会計課) 六



山口県告示第六百四十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十二月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供す。

平成十八年十二月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (N _m ³ /時)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二七一又	一〇	平成一八年 一二月二八日	平成一八年 七月二〇日	平成一八年 八月一日
備考 「二七一又」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				使用時間 間隔 連 続 二四時間 時の使用 間 季節的 変動なし

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の		排水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	室素 (mg/l)	
八・四	"	七・五	通	通	通	通	九・九二七
八・九	"	八・三	最	最	最	最	一〇八・四〇〇
七	"	六	大	大	大	大	一三五・六〇〇
二〇	"	一〇	大	大	大	大	六・八〇〇
一八	"	一五	大	大	大	大	
二四	"	二〇	大	大	大	大	
一	"	〇・五	大	大	大	大	
四六	四	二	大	大	大	大	
七〇	八	四	大	大	大	大	
〇・四	"	〇・二	大	大	大	大	
〇・八	"	〇・二	大	大	大	大	
九・九二七	一〇八・四〇〇	五・八〇〇	大	大	大	大	
一一・一三七・五	一三五・六〇〇	六・八〇〇	大	大	大	大	

山口県告示第六百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年十二月五日

土地改良区の名称
下関市菊川町土地改良区

認可年月日
平成一八、一一、二七

山口県知事 二井 関成

山口県告示第六百四十五号

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。

漁業災害補償法第五十一条第二号の規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月五日

表中

山口県知事 二井 関成

山口県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十八年十二月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除予定保安林の所在場所
長門市深川湯本字三谷二二の一九（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

川尻区域
 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市川尻東、中ノ森、川尻西、上野東及び水岬の地域)

川尻区域
 (山口県漁業協同組合の地区のうち長門市川尻東、中ノ森、川尻西、上野東及び水岬の地域)

蓋井島区域
 (山口県漁業協同組合の地区のうち下関市大字蓋井島の地域)

宇部岬区域
 (宇部岬漁業協同組合の地区)

祝島区域
 (祝島漁業協同組合の地区)

改める。

山口県告示第六百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年十二月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月五日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道
 路線名 岩国玖珂線
 道路の区域

に、
 を

に、
 を

に、
 を

に、

に

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市川西四丁目四九の一	地先から	新	最狭 八三・〇五	二七二・五	道路改良工事の完了による。
同市柱野字とりこえ一六五の三	地先	旧	最狭 九一四・〇	二七二・五	
まで					

道路の種類 県道
 路線名 宇部防府線
 道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
山口市秋穂東字下潮田六一七六の四		旧	最狭 六三・二九	六六・六	
地先から					

同市秋穂東字西村六一四九の二地先 まで	新	最狭 六・二八	六六・六	道路改良工事の 完了による。
------------------------	---	------------	------	-------------------

道路の種類 県道
路線名 柿木山口線
道路の区域

山口市仁保上郷字西一ノ瀬九五〇の 一地从先から 同市仁保上郷 同字九四八地先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	最狭 三・八・五	二二・六	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 北中山岩国線
道路の区域

玖珂郡和木町大字関ヶ浜字道夕原一 一九三地从先から 同郡同町 同大字字附出し二二四 の二地先まで	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	最狭 一一・九・〇五	一一四・〇	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十八年十二月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月五日

山口県知事 二井 関 成

山口市秋穂東字西村六一四九の二地先 まで	供用開始の 区間	供用開始の期日 平成十八年十二月 六日
-------------------------	-------------	---------------------------

山口市仁保上郷字西一ノ瀬九五〇の 一地从先から 同市仁保上郷 同字九四八地先まで	供用開始の 区間	供用開始の期日 平成十八年十二月 六日
--	-------------	---------------------------

玖珂郡和木町大字関ヶ浜字道夕原一 一九三地从先から 同郡同町 同大字字附出し二二四の 二地先まで	供用開始の 区間	供用開始の期日 平成十八年十二月 六日
---	-------------	---------------------------

山口市秋穂東字下潮田六一七六の四地先から 同市秋穂東字西村六一四九の二地先まで	供用開始の 区間	供用開始の期日 平成十八年十二月 六日
--	-------------	---------------------------

山口県告示第六百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸由宇港海岸由宇地区海岸由宇地先海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年十二月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 山口県山口南沿岸由宇港海岸由宇地区海岸由宇地先海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 岩国市由宇町宇唐樋から同市由宇町神東字虎岩までの間
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年十二月四日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (二) 申請書等の提出場所 山口県岩国港湾管理事務所 岩国市新港町四丁目二六番五号
- (三) 申請書等の提出期間及び時間 平成十八年十二月五日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十八年十二月二十五日までに発送する。
- (五) その他
 - この審査についての問合せは、山口県岩国港湾管理事務所(電話〇八二七一一一―二二七一一)にすること。

山口県告示第六百四十九号

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第四十四条第一項第二号の規定により、次のとおり歳入の収納の事務の委託を解除した。

平成十八年十二月五日

山口県知事 二井 関成

名 称	委託を解除された者	委託の解除に係る取扱歳入金の種類
浮島漁業協同組合	大島郡橋町大字浮島四六四の一	山口県沿岸漁業改善資金
日良居漁業協同組合	〃 〃 大字日前一九五〇の三	〃
安下庄漁業協同組合	〃 〃 大字西安下庄三九二〇の七	〃
久賀漁業協同組合	〃 〃 久賀町大字久賀四三二五の三	〃
大島町漁業協同組合	〃 〃 大島町大字小松開作六三の三	〃
岩国市漁業協同組合	岩国市中津町二丁目一五番二五号	〃
柱島漁業協同組合	〃 〃 大字柱島一四一の七	〃
通津漁業協同組合	〃 〃 大字通津三七二八の一七	〃
由宇漁業協同組合	〃 〃 玖珂郡由宇町八四二七の六	〃
平郡漁業協同組合	〃 〃 柳井市大字平郡二四二九	〃
柳井市漁業協同組合	〃 〃 大字柳井七八四八の二二	〃
上関漁業協同組合	〃 〃 熊毛郡上関町大字長島四九〇二の二	〃

四代漁業協同組合	"	"	"	無番地	"
祝島漁業協同組合	"	"	大字祝島一八四の四	"	"
室津漁業協同組合	"	"	大字室津一七八の一	"	"
田布施漁業協同組合	"	"	田布施町大字別府一六二六の一	"	"
牛島漁業協同組合	"	"	光市大字牛島七二一	"	"
下松漁業協同組合	"	"	下松市大字西豊井無番地	"	"
徳山市漁業協同組合	"	"	徳山市築港町一番一七号	"	"
櫛ヶ浜漁業協同組合	"	"	大字櫛ヶ浜二四二の九五	"	"
戸田漁業協同組合	"	"	大字戸田五八五の四	"	"
新南陽市漁業協同組合	"	"	新南陽市温田二丁目五番六号	"	"
山口漁業協同組合	"	"	山口市大字秋穂二島四三七	"	"
嘉川漁業協同組合	"	"	大字江崎四四九八	"	"
阿知須漁業協同組合	"	"	吉敷郡阿知須町三七二五の七〇	"	"
東岐波漁業協同組合	"	"	宇部市大字東岐波四一三八の一	"	"
宇部岬漁業協同組合	"	"	八王子町二番二四号	"	"
新宇部漁業協同組合	"	"	港町二丁目二番四二号	"	"
藤曲浦漁業協同組合	"	"	居能町一丁目九番四号	"	"
小野田漁業協同組合	"	"	小野田市大字小野田一九五〇	"	"
高泊漁業協同組合	"	"	大字西高泊二二七六の一	"	"
埴生漁業協同組合	"	"	厚狭郡山陽町大字埴生七五四	"	"
才川漁業協同組合	"	"	下関市長府才川一丁目四四番五号	"	"
長府漁業協同組合	"	"	長府東侍町四番三号	"	"
壇之浦漁業協同組合	"	"	壇之浦町一番一号	"	"
下関漁業協同組合	"	"	伊崎町一丁目六番二一号	"	"
下関南風泊漁業協同組合	"	"	彦島西山町四丁目九番三〇号	"	"

平成十八年十二月五日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）